

報告第35号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 132,767円

2 賠償の相手方

所在地 *****

名称 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和5年7月12日午前9時頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市大井中央一丁目1番2

(3) 事故の内容 市職員が車両を駐車しようとした際、事故発生場所付近に駐車していた相手方車両に接触した。

(4) 被害の程度 相手方車両の右後方バンパーの損傷

令和5年10月4日

ふじみ野市長 高 畑 博